

第 25 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年 7 月 30 日 (火) 午後 2 時 00 分から午後 2 時 38 分まで

2 開催場所 幕別町役場 3 階会議室 3-A

3 出席委員 (21 名)

会長	24 番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23 番	鯖戸	英明
	1 番	香西	浩志
	4 番	渡邊	ひろ子
	5 番	井田	留吉
	6 番	齊藤	一男
	7 番	前川	厚司
	8 番	橋本	浩弥
	9 番	高橋	孝二
	11 番	蛭原	一治
	12 番	石川	雅洋
	13 番	森	勤子
	14 番	飛田	榮
	15 番	齊藤	正孝
	16 番	西田	利幸
	17 番	帰山	茂義
	18 番	吉田	正宏
	19 番	中村	富士男
	20 番	棚	範貴
	21 番	澤邊	佳範
	22 番	松本	誠

4 欠席委員 (3 名)

	2 番	菅野	能稔
	3 番	高野	英一
	10 番	深松	俊英

5 議事日程

1) 開会

2) 議事録署名委員

3) 諸般の報告

4) 報告

第 1 号 農地所有適格法人報告書の受理について

第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可について

第 3 号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

議案

第 1 号 農用地の買入協議に係る要請について

第 2 号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について

第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

- 第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第6号 現況証明について
- 第7号 幕別町農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領の一部を改正する要領

協議

- 第1号 幕別町農業委員定数の見直しについて

- | | | |
|---|------------|-------|
| 6 | 事務局長 | 廣瀬 紀幸 |
| | 忠類支局長 | 高橋 宏邦 |
| | 農地振興係長 | 岩岡 夢貴 |
| | 忠類支局農地振興係長 | 鈴木 亮二 |
| | 農地振興係主査 | 菅原美栄子 |

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第25回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名をいたします。議事録署名委員に4番 渡邊委員、5番 井田委員を指名いたします。よろしくをお願いします。</p> <p>次に諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局	<p>諸般の報告を申し上げます。</p> <p>会議規則第4条の規定により、2番 菅野委員、3番 高野委員、10番 深松委員より欠席する旨の届出がございましたので報告いたします。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。事務局から報告第1号の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」です。農地所有適格法人報告書について [REDACTED] ほか3法人から提出がありましたので報告をいたします。書類等完備されておりましたので受理いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>発言がないようですので、報告第1号については報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、報告第2号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。</p>

事務局	事務局から報告第2号1番、2番の説明をいたします。
事務局	報告第2号「農地法第5条の規定による許可について」、農地法第5条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告します。案件は、議案書1ページの6月27日・第24回総会で審議された2件でございます。内容につきましては記載のとおりです。なお、記載のとおり条件を付し、令和元年7月25日付けで許可をしております。 以上で報告を終わります。
議長	報告第2号1番、2番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。
議長	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第2号1番、2番については報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第3号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。 事務局から報告第3号1番の説明をいたします。
事務局	報告第3号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」です。公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権移転に係る利用調整の結果を報告します。案件は議案書2ページの、今月16日に町公社が利用調整を行った1件であります。内容につきましては記載のとおりです。 以上で報告を終わります。
議長	報告第3号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。
議長	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第3号1番については報告のとおり承認されました。
議長	次に、議案第1号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。議案第1号1番について事務局から説明をいたします。
事務局	議案第1号「農用地の買入協議に係る要請について」、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整の申し出があった下記の農地について、公益財団法人北海道農業公社による買い入れが特に必要と認められるので、同法第16条第1項に基づく要請をすることについて議決を求めます。
事務局	【議案第1号1番について議案書をもとに朗読】

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第1号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。

議案第2号1番、2番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第2号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認について」、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。

【議案第2号1番、2番について議案書をもとに朗読】

以上の2件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約が、なされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第2号1番、2番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案第3号1番、2番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第3号「農業経営基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化法第18条の規定に基づき幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

【議案第3号1番、2番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページのとおり、経営面積・従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

17番 17番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第3号1番、2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号3番について事務局から説明をいたします。

事務局 所有権に移ります。

【議案第3号3番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添調査書2ページのとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

21番 21番説明いたします。この案件は、先月に買入要請を行ったものであります。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

議長	<p>(発言なし)</p> <p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なしの声】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第3号3番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第4号1番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。</p> <p>【議案第4号1番について議案書をもとに朗読】</p> <p>この案件は別添調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
19番	<p>19番説明いたします。この案件は、今月22日に飛田委員、鯖戸代理、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお詳細につきましては、事務局説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なしの声】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第4号1番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第5号1番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地法第5条の規定による許可申請があったので、審議を求めます。</p> <p>【議案第5号1番について議案書をもとに朗読】</p>

この案件は、農作物の加工等の工場建設等を目的とする転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添農地転用許可申請に係る審査書に記載されているとおりでございます。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15番

15番説明いたします。この案件は、今月22日に飛田委員、鯖戸代理、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお詳細につきましては、事務局説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第5号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第6号「現況証明について」を議題といたします。議案第6号1番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第6号「現況証明について」、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。

【議案第6号1番について議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番

13番ご説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月22日に飛田委員、鯖戸代理、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第6号1番について原案のとおり

り決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第6号1番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第6号2番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第6号2番について議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番 17番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月22日に飛田委員、鯖戸代理、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第6号2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第6号2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第7号「幕別町農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領の一部を改正する要領」を議題といたします。議案第7号について事務局から説明をいたします。

事務局 「幕別町農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領の一部を改正する要領」。幕別町農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領の一部を次のとおり改正したいので審議を求めます。

平成30年度第2回農地パトロール推進会議におきまして、次年度より農地パトロール月間を9月から8月へ変更することで決定した内容及び全国農業会議所で作成している農地パトロール（利用状況調査）実施要領に基づき、非農地の事務処理に関する事項を追加するため、改正をするものであります。

改正の内容についてですが、お手元に配布しております議案第7号別紙3ページ、新旧対照表をご覧ください。

農地パトロール月間の事項につきましては、第3条に記載しております「9月」を「8月」に改めます。

第6条にあります報告及び対策等の事項については、第1項に記載されておりますが、この4号としまして「農地に復元して利用することが不可能な土地と判断され、かつ、農業委員会総会の議決により「農地に該当しない土地」と判断し、「非農地通知書」を送付した土地については、「非農地通知一覧表」に管理し、農地台帳からは削除する。」を追加するものでございます。以上で説明を終わります。

事務局

補足ですけれども、議案第7号別紙の1ページ目ですが、新しい内容でご提案しておりますが申し訳ございませんが、第3条中「毎年9月」と古い記載をしておりましたので、こちらを「8月」に直していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

18番

これで非農地となった場合は、地目は何になるのですか。

議長

事務局。

事務局

システム上、農地・採草放牧地以外となりますので、非農地通知書を出してから、その後、所有者の方が地目変更登記を行います。いわば農地・採草放牧地以外で非農地ですと通知を出しますので、後は登記するときには代書屋さんが現地を見て、原野なのか、宅地なのか、そういった形で地目変更登記をされます。それに基づいてシステムの地目も変わります。そういう流れになります。

議長

よろしいですか。

14番

ちょっと関連で。

議長

はい、飛田委員。

14番

4項の実施要領の部分だけれど、これは国なり、道なり、それか何かの要領・要綱で、そういう判断をしていいということに基づいて判断するのかどうかだけ、ちょっと確認したいです。

議長

はい、事務局。

事務局

まず基本要領としましては、全国農業会議所で全国的に毎年配布されております農地パトロール実施要領、そちらに基本的な実施要領の大元が載っているところでございます。それに基づいて昨年、農地パトロールの際に一部非農地の見込みがある土地が、今年も農地パトロールを実施するのですけれども、そういったことを踏まえて、中身に対応できるような形に追加させていただくものでございます。

事務局

追加でよろしいですか。飛田委員からは、国、道などから正式な通知はあるのかということもお尋ねかと思っております。これにつきましては、これまでは非農地と判断しても中間管理機構に照会、勧告なり、そういう手続きを経てというようなところがあったのですけれども、平成29年10月に北海道から通知があり、農業委員会では非農地として決定して良い、決定すれば中間管理機構に勧告しな

くてもいいという、まずは農業委員会で決定してくださいという通知が出ております。これに基づき、今、係長が言ったような要領のこういう文書がつきまして、今回追加させていただく形になっております。

議長 よろしいですか。他にご質疑ございませんか。

11番 今回の局長の説明でいくと、各々の農業委員会でその判断が可能になったということですよ。

事務局 そうです。農業委員会で判断して、非農地であると農業委員会の総会で決定した上で、非農地という通知をしてくださいという形です。昨年も確か農地パトロールの会議で言われていたと思うのですけれども。

11番 例えば、何年も使われていないような、条件の悪いところは委員会が認めれば農地台帳上で非農地とする方法もとれるということですよ。

事務局 平成29年の通知では、農地に復元出来る見込みがあればそれなりの手続きとなりますが、農業委員会としてこれ以上は無理だということであれば非農地にして構いませんという通知でございます。

議長 その他、質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑がないようですので、質疑なしとします。採決をいたします。議案第7号について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長 次に、協議第1号「幕別町農業委員会委員定数の見直しについて」事務局より説明をいたします。

事務局 協議第1号「幕別町農業委員会委員定数の見直しについて」、幕別町農業委員会委員定数について、次のとおり協議を求めます。

協議第1号別紙という横長の資料をご覧くださいと思います。よろしいでしょうか。

まず見直しにつきまして、提案することに至った経過でございます、別紙資料の上から3行目、三役会議提案内容に【経過】という部分がございますので、これを朗読させていただきます。

『平成29年7月の農業委員改選時に、農業委員会法改正に伴う選任制への移行と合わせて農業委員定数の見直しが行われ、定数は「26人」から「24人」となりました。この見直し協議の中で、農業委員会で検討いたしました24人から更に定数の削減を求められましたが、このときは激変緩和措置として24人とし、その後の農家戸数等の推移により次期改選に向けて検討を進めるとしておりま

した。』

このことから、1行目の提案理由となりますけれども、『農業委員定数の見直しについて、令和元年7月10日、三役会議を開催して協議を行いました結果、定数を見直す必要はなく、検討する場の設置は不要ということになりました。』

理由といたしましては農家戸数の推移ということで、この後資料の説明をさせていただきますけれども、農家戸数につきましてはそれほど減少しているわけではない。また十勝管内的にも委員1人当たりの担当されております面積、戸数、これらにつきましても、まだ十勝の管内でも多い方に部類するということもございまして、そのような結論と至っております。

ただ、委員みなさんの意見も伺わなければならないということから本日、協議案として提案するものでございます。

それでは、ご協議いただくために三役会議の提案内容について説明をさせていただきます。

まず、見直しをしようという経過につきましては、冒頭で説明させていただきましたので省略いたしますが、この経過を踏まえまして、三役会議で検討する場を設置したいということで提案させていただきました。この時は平成27年の三役会議に準じまして3つ方法を提案いたしました。1つ目は三役会議で検討、2つ目は農政部に付託、3つ目は総会において全委員で協議するというものでございました。なお、この平成27年の当時は農政部に付託することで、決定をいただいております。以下は、ご協議いただくための定数の経過等を載せております。

①は本町の農業委員定数の経過であります。平成20年の幕別と忠類、両農業委員会の統合直前の数字から現在までの経過でございます。これは平成20年6月までは、幕別農業委員会としては20人、忠類農業委員会として15人という定数でございました。平成20年7月の統合からは26人になりまして、平成29年7月からは24人になってございます。

1ページ下段から2ページにかけての②でございます。こちらは農業委員会法に規定されています農業委員定数の上限基準でございます。幕別町の場合は、上限は27人ということになっております。

③、④は三役会議での提案の内容ということですので詳細は割愛させていただきますが、定数検討見直しとなった場合の検討のスケジュール、④は前回の農業委員の募集のスケジュールでございます。

3ページをご覧ください。こちらは、2015年の農林業センサスに基づく市町村別に農業委員1人当りの「耕地面積」、「農家戸数」、「農業従事者数」を出した表でございます。右端に「総合」とありますけれども、幕別町の場合は、委員一人当たり5番目に多い町村であるということでもあります。

4ページをご覧ください。4ページは平成26年から平成31年までの町内の農家戸数の推移をグラフで表したものでございます。戸数は毎年1月・2月に委員のみなさまに確認いただいております農家台帳の戸数、こちらを基にしております。左側は幕別町全体の戸数の推移、右側は幕別・札内・忠類の3地域ごとで、担当地区の委員数で割った委員の一人当たりの戸数の推移であります。

5ページでございます。こちらは前回協議されましたときの農業委員の担当地区面積と戸数、それと現在の地区担当の状況の表でございます。なお耕地面積につきましては、現在の地区担当で担当していただいております面積、これをすべて当てはめておりますので、前回協議の数字とは若干変わっております。あくまでも担当地区、耕地面積につきましては統一した方がということで載せてございます。こちら地域ごと、幕別・札内・忠類の地域ごとに1人当たりの耕地面積、戸数を出しているものでございます。

以上で提案理由の説明と資料の内容について説明させていただきました。ご協議よろしくお願ひいたします。

議長

ただいま事務局、局長から詳しく説明を申し上げました。委員のみなさんから質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

14番

経過が良く分からないのだけれど、前回、平成29年のときに26人から法が改正になるので削減をしたかどうかという提案があって、そこで24人に見直した。けれど、もうちょっと減らしてもいいのではないかとということがあって、経過的な措置を踏まえれば24人が現状だろうということで現在きている。来年改選期を迎えるわけだけれど、その改選期に向けて今の時点でどこからか何か言われて今回検討したのか、それとも今後言われる可能性があるから事前に検討しているのか、その辺の経過が私はわからないので、ちょっとお願いしたい。

事務局

まず、今回この協議を提案するにあたりまして、どなたからか定数見直ししないのかという経緯はございません。

前回の協議の際、24人から更にとのお話だったのですけれども、その時にはまず24人で決定した。ただ、その後農家戸数が減るとか、そのような状況になった場合は、次期改選に向けて検討を進めるという協議の経過がありました。そのような経過があったことから、まず協議した方がよいのではないかとということで提案したものであります。

14番

今日この場で今、諮っているということですね。議事を読んでそのままいきます、という結論を出すということですね。

事務局

今、資料の説明をさせていただいて、言われてすぐに決定をとというのも申し訳ないとは思ったのですが、この協議の中で見直しは必要ないのではないのかという声が多ければ、農業委員みなさんの総意として必要ないということで進めたい。内容をもっと精査した方がいいという声がありましたら、それはまた別の方法になるかとは思っております。

議長

飛田委員、よろしいですか。

14番

はい。そのまま進めていただいて。

議長

一応、前回の改選から町長の任命制ということで、もし変更の場合は定例会もかけなければならないということで、やはり直前にやるわけにはいかないの、前もって早めにこういう提案をさせていただいて、みなさんの意見を聞いて問題なしとなればその方向で進めたいと思っている次第でございます。

それでは、質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

それでは質疑なしとします。協議第1号について、農業委員定数の見直しについては今のところ必要ないということで、ご異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって協議第1号は、そのように決定をさせていただきます。

議長

議案は以上であります。
これをもちまして、第25回農業委員会総会を閉会します。

事務局

ご起立願います。ご苦勞様でした。